

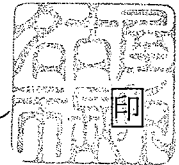
行政文書非公開決定通知書

27市経名管第103号
平成28年1月25日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年1月13日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2015年12月中に各区で開催された、名古屋城天守閣の整備タウンミーティングの以下内容がわかるもの ・ 区長開会あいさつ ・ 市長あいさつ ・ 参加者の皆さんとの意見交換 ・ 閉会のあいさつ
公開しない理由	公開請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず不存在であるため
備考	16区でタウンミーティングが完了し、今後、その概要を取りまとめてまいりますのでよろしくお願いいたします。 <決定を行った所管課・公所> 市民経済局名古屋城総合事務所管理課 TEL 052-231-1700

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153 (直通) FAX:052-972-4127)

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。